

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「本財団」という。定款第34条及び第17条の規定に基づく役員及び評議員に対する報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第28条に基づく理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とする専務理事及び理事をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

- 2 理事長、常勤理事及びセンター長（海外循環ビジネス支援センターのセンター長を務める理事をいう。）の報酬は、別表1により支給するものとし、年報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表2により支給する。
- 4 監事の報酬は、別表3により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表4により支給する。
- 6 常勤理事の退職にあたっては、第4条の規定に基づき、退職手当を支給することができる。

(退職手当の支給)

第4条 退職手当は、常勤理事として円滑に勤務し、かつ辞任または死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 別表1の月額報酬を算定基準とし、在職1年につき、その年の月額報酬の1ヶ月分を退職手当として積み立てて、退職時に支給する。退職時に1年に満たない年がある場合は、その年の月額報酬を12で除した額に在職月数を乗じて得た額を支給する。

(報酬等の支給日及び方法)

第5条 常勤理事の報酬は、年俸とし、別表1に定める支給額を12で除して得た額を月例支給額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

・この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し従前の役員の報酬及び退職手当支給規定については、この規程の施行をもって廃止する。(平成23年6月9日理事会決議)

・この規程は、平成29年7月1日から施行する。(平成29年6月29日評議員会決議)

・この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月27日評議員会決議)

別表1 役員の報酬

職名	年報酬額
理事長(常勤)	15,000,000円以内
常勤理事	12,000,000円以内
センター長(非常勤)	4,000,000円以内

(注) 理事長が非常勤の場合の年報酬額の上限は、その勤務条件に応じた額とする。

別表2 非常勤理事の報酬

理事	理事会出席の都度 1回当たり 10,000円
----	---------------------------

別表3 監事の報酬

監事	理事会・評議員会出席の都度 1回当たり 10,000円
----	--------------------------------

別表4 評議員の報酬

評議員	評議員会出席の都度 1回当たり 10,000円
-----	----------------------------